

## 第5号議案

### 会則改正について

三重同窓会も発足後2年が経過しました。この間、会則に則り同窓会の運営をしてきましたが、役員改選時期に当たり役員選任について、並びに連合会等への出張者の経費負担について、会則の不備が出てまいりましたので改正を提案いたします。

#### 【改訂1】 役員選任について

「三重同窓会役員選考内規」(H27.12.3施行)を定めました。

詳細は三重学習センターホームページ「同窓会コーナー」に掲載しています。

内規には、役員選考・選任について以下のとおり取り決めています。

(選考)

第4条 委員会は、応募者について審査のうえ、役員候補者名簿を作成し、会長以下その他の役職について、役員候補者と協議決定し、総会に付議する。

(選任)

第5条 総会は、役員を選任する。

#### ・改訂理由

会則第17条(役員等の選任)に関し、内容が重複しますので、下記のように取り消し線部分を削除いたします。

#### 第5章 役員及び役員会

(役員等の選任)

第17条 役員(顧問を除く。)は、総会において選任する。~~なお、会長は役員会において互選する。~~

## 【改訂2】出張者の負担の軽減について

会員の負担する経費について、一部の経費を支給する事にいたします。

### ・改訂理由

当初は本会の主催する事業の参加についてのみ考慮しておりましたが、同窓会連合会並びに北陸・東海地区同窓会が毎年開催されます。

同窓会連合会総会は、全国47同窓会が学園本部に集まり、連合会の運営審議及び会員相互の活動の情報交換及び懇親会での交流などが主体であります。

また、北陸・東海地区同窓会は、近隣地区（愛知、岐阜、三重、静岡（浜松サテライト）石川、富山、福井）が集まり、活動情報の交換する場となっております。

出張に関わる旅費は主催者より支給されますが、出張者の負担を軽減したく、下記のように会則第23条の付記を提案いたします。

## 第6章 会 計

（会員の負担する経費）

第23条 本会の主催する各種の事業に参加することにより支出する経費は、原則として参加者の負担によるものとする。ただし、同窓会連合会総会並びに北陸・東海地区同窓会交流会に出席する場合は、交通費を除く費用の2分の1を支給する。

（以上）